

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年8月13日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高島北西方沖 臼浦港楠泊東防波堤灯台から真方位257° 2海里付近 （概位 北緯33° 12.3′ 東経129° 32.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート第38純友丸は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第38純友丸、5トン未満（長さ5.75m） 292-42712長崎、個人所有 ガソリン機関（船外機）、出力36.80kW、回転数毎分 5,500、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、船外機を停止して漂流し、約2時間、魚群探知機の電源を入れて釣りをを行い、帰港しようとしたところ、セルモータが回らず、船外機の始動ができなかった。 本船は、船長がバッテリー過放電による運航不能と判断して118番通報を行い、巡視艇により佐世保市楠泊漁港にえい航された。 バッテリーは、本インシデント発生の5か月前に新品で購入したものであり、本インシデント後、電解液が適量であったが、充電しても充電不良の状態であることが判明した。
分析	本船は、漂流中、船外機を停止した状態で魚群探知機を約2時間使用し、バッテリーが過放電したことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漂流中、船外機を停止した状態で魚群探知機を約2時間使用し、バッテリーが過放電したため、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・バッテリーは、蓄電容量が低下することがないように、機関を停止し

	た状態で電子機器等を長時間使用しないこと。
--	-----------------------